



駐車場のご利用について

信州パーキングパーミット制度のご案内



飯田市立病院

飯田市立病院の障がい者等用駐車場が

信州パーキングパーミット制度の利用証交付者優先区画になります。

信州パーキングパーミット制度とは？
 公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用区画を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。

■利用証の種類と利用できる駐車場

利用証は、申請者の状況に応じて車いす使用者（青色）・車いす使用者以外（緑色）のいずれかが交付されます。

飯田市立病院の駐車場をご利用の際には交付された利用証の色に準じた専用駐車区画をご利用ください。

いずれの区画も利用証交付対象者お一人(運転)で来院された場合の利用に限ります。



車いす使用者用駐車区画(9区画)



車いす使用者以外の駐車区画(21区画)

裏面もご覧ください

■申請方法／利用証の交付対象者・有効期間

別紙「申請方法／利用証の交付対象者・有効期間」をご覧ください。

■注意事項

- ・従来の許可書(病院から発行されたもの)をお持ちでも優先駐車の対象とはなりませんのでご注意ください
- ・介助可能な方が同乗している場合、患者さんは正面玄関前で乗降車していただき、一般の駐車場をご利用ください。

[信州パーキングパーミット制度の詳細はこちら](#)

お問合せ・郵送による申請先

長野県健康福祉部地域福祉課 地域支援係

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026 - 232 - 0053 / FAX 026 - 235 - 7172

E-mail parking-p@pref.nagano.lg.jp

「信州パーキング・パーミット制度」で検索

信州パーキング・パーミット制度

検索

「本当に必要とされる方が停めることができない」という事例が多く発生しています。
障がい者用駐車場の本来の役割を果たすために、皆様のご理解・ご協力をお願いします

飯田市立病院 庶務課施設係
TEL 0265-21-1255(代)